平成２５年（フ）第３号
茨城県結城市大字山川新宿684番地４
破産者　三浦　　徹
１　決定年月日　平成25年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４号
茨城県結城市大字山川新宿684番地４
破産者　三浦　千秋
１　決定年月日　平成25年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８号
茨城県古河市東牛谷212番地９　藤和ホームＡ―201、前住所茨城県古河市東諸川889番地12　橋本勝方
破産者　門脇　貴人
１　決定年月日　平成25年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８号
茨城県古河市高野434番地２
破産者　梅田　峰利
１　決定年月日　平成25年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２号
北海道稚内市中央５丁目３番10号　北星マンション16号室
再生債務者　永田　真一
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月７日から平成25年６月14日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（再イ）第２２号
仙台市若林区南小泉２丁目６番10号　ハバードリーム三番館203
再生債務者　藤井　陽平
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月７日から平成25年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１号
秋田県由利本荘市小人町159番地　天理教由利分教会
再生債務者　佐々木卯悦郎
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月７日から平成25年６月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部再生係

平成２５年（再イ）第１３０号
東京都豊島区目白１－４―15―3406
再生債務者　河原　紀夫
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月７日から平成25年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２２１号
東京都国立市谷保3892―18
再生債務者　東　　雅弘
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月７日から平成25年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２号
京都府亀岡市**蕅**田野町佐伯墓野18番地18
再生債務者　岸田　秀男
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月７日まで
京都地方裁判所園部支部再生係

平成２５年（再イ）第２号
京都府福知山市字篠尾461番地の１　アネックス106号
再生債務者　太田代守也
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月７日まで
京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２５年（再イ）第６１号
大阪市東淀川区東中島１丁目７番11号
再生債務者　北中　竜哉
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第９６号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目16番６号
再生債務者　加藤　敏昭
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１３３号
大阪府大東市大野１丁目11番１号　509
再生債務者　越智　　久
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１３７号
大阪市東成区東今里３丁目21番23号
再生債務者　トータルクリーニング大裕こと　田中　一将
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１４３号
大阪府枚方市池之宮１丁目27番５号、前住所大阪府枚方市東田宮１丁目15番６―302号
再生債務者　田中　　博
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第２０号
広島市安佐北区上深川町444番地の３　グレイス高陽904号
再生債務者　山根　裕之
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３号
香川県高松市鬼無町佐料16番地18
再生債務者　森　　博昭
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後２時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月７日から平成25年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（再イ）第７２号
福岡市東区香住ケ丘２―８―32　プランドゥ香住ヶ丘201
再生債務者　本田　　誠
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部